

高額な外来診療を受けるみなさんへ

問健康保険課 保険年金係 ☎52・5809

平成24年4月1日から、ひとつの医療機関において高額な外来診療を受けた場合、窓口でのお支払いが一定の金額までとなります。

3月31日まで

外来診療を受けた場合、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただき、後で自己負担限度額を超えた部分を「高額療養費」としてお返ししていました。

4月1日から

医療機関等の窓口には「被保険者証」や「認定証」(限度額適用認定証)等を提示すれば、ひと月の自己負担限度額を超える部分を支払う必要がなくなります。

「認定証」の交付には申請が必要です。国民健康保険や後期高齢者医療に加入されている人は役場で手続きができますので、詳しくはご相談ください。

※被用者保険(協会けんぽ・健康保険組合・共済組合等)に加入している人については、加入している医療保険者にお問い合わせください。

【必要な手続き】

●国民健康保険に加入している人

高額な外来診療受診者	手続き
<ul style="list-style-type: none"> ・70歳未満の人 ・70歳以上の非課税世帯の人 	役場で「認定証」の交付申請をして、現在お持ちの「被保険者証」や「高齢受給者証」と一緒に医療機関の窓口で提示してください。
<ul style="list-style-type: none"> ・70歳以上の課税世帯の人 	手続きは必要ありません。現在お持ちの「被保険者証」と「高齢受給者証」を医療機関の窓口で提示してください。

●後期高齢者医療に加入している人

高額な外来診療受診者	手続き
<ul style="list-style-type: none"> ・非課税世帯の人 	役場で「認定証」の交付申請をして、現在お持ちの「被保険者証」と一緒に医療機関の窓口で提示してください。
<ul style="list-style-type: none"> ・課税世帯の人 	手続きは必要ありません。現在お持ちの「被保険者証」を医療機関の窓口で提示してください。

※入院中等により既に「認定証」をお持ちの人は、そのまま外来診療でも使用することができます。再申請は必要ありません。